

《注意》記入に当たっては、必ず『様式』の記載方法についてを確認してください。

《注意》
 ① 塗膜とは、塗料及び類似のコーティング材料から成るものであって、かつ、がん具の基材の表面上に形成又は沈着される層状の被膜で、鋭利な刃物で削り取ることができるものを指します。塗料、ニス、ラッカー、インク、ポリマー又は類似の性質を持つその他の物質から成るものを対象とし、金属粒子を含有しているかどうか、おもちゃへの塗布の方法は問いません。この塗膜の定義はISO 8124-3に準拠したものです。
 * 可塑剤とは、プラスチック、合成ゴムなどの高分子物質を加工や成形をやすくするために添加される物質です。一般にフタル酸エステル類が有名。

「貨物の別」については、「おもちゃ」となります。
 2種類以上の材質で組み合わせられている「おもちゃ」の品目コードは、「組み合わせのもの」のコードを使用します。

可塑剤の使用の有無について記入してください。

Lコード 記入例		食品等輸入届出書	
厚生労働大臣 殿		輸入者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び所在地)	
(1) 届出受付番号	※1 記入しない。	(2) 氏名	株式会社〇〇〇〇
(3) 届出種別	事前 一般 計画輸入	代表取締役 大阪 横太郎	住所 大阪府大阪市港区四丁目10番3
(4) 輸入者コード	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	(6) 輸入食品衛生	(電話番号) 06-6571-3522
(5) 生産国・コード	●●【国名】		
(7) 製造者名、住所・コード	●●Z Z 9 9 9 9 9 9 △△△△CO.,LTD. 123-45, XXXX XXXX, ●●		
(8) 製造者名、住所・コード	●●Z Z 9 9 9 9 9 9 □□□□CO.,LTD. 987-10, XXX XXXXX, ●●		
(9) 輸出者名、住所・コード			
(10) 包装者名、住所・コード			
(11) 積込港・コード	●●A B C 【地域名英名】	(12) 積込年月日	2 0 1 8 年 1 月 5 日
(13) 積卸港・コード	A A A 【港、空港名】	(14) 到着年月日	2 0 1 8 年 1 月 1 5 日
(15) 保管倉庫・コード	4 A B C 1 【倉庫名】 大阪市〇〇区△△1-2-3	(16) 搬入年月日	2 0 1 8 年 1 月 1 6 日
(17) 貨物の記号及び番号	N/M B/L NO. 123ABC4567890	(18) 事故の有無及びある場合その概要	(無)・有
(18) 船舶又は航空機の名称又は便名	【船名、航空機名】	(21) 提出者・コード	(船)〇〇〇〇 重量:△△ Tm.06-XXXX-YYYY
1 (2) 貨物の別	食品・添加物・器具・容器包装・おもちゃ	(32) 衛生証明書番号	
(23) 継続の別	初回(I)・継続(C)・更新(L)	(34) 貨物が加工食品	KPS, KPC, KPZ
(24) 品目コード	L 5 7 9 9 9 9	である場合は原材料・コード	ポリスチレン ポリカーボネート
(25) 品名	乗物(ゼン、電):材質組合/その他塗膜	貨物が器具、容器包装又はおもちゃである場合はその材質・コード	その他塗膜(アクリル)
(26) 積込数量・コード	10 C T	(35) 貨物が添加物を含む	※2
(27) 積込重量	50.00 kg	食品の場合は当該添加物の品名・コード	※2
(28) 用途・コード	1 販売用	貨物が添加物製剤の場合はその成分・コード(いずれの場合も前者の目的で使用されるものを除く)	
(29) 包装種類・コード	K P E ポリエチレン	(36) 貨物が加工食品	
(30) 登録番号1		であるときは製造又は加工者・コード	
(31) 登録番号2		(37) 備考	届出済印※1 記入しない
(32) 登録番号3		品番:□□-〇〇 品名:〇〇〇〇 NO可塑 or 可塑	

使用している全ての材質コード及び材質名を記入します。また、その材質がどの部分を構成するのか、色は何色であるのか記入してください。ただし、おもちゃ内部にあり、取り出すことが不可能な部分については除きます。
 塗膜については、その種類(材質)も記入してください。
 ※材質コードがない場合は「ZXX」と記入します。

※黄色の部分はNACCS掲示板 業務コード集を確認し記入をしてください。
<https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/system/code/fains-code.html>

《注意》
 ※1の欄は、検疫所使用欄のため、記入しないで下さい。
 ※2の欄中、貨物が食品の場合の添加物の品名については、一般に食品として飲食に供されている物であって、添加物として使用されるものは規格基準が定められているのに限り、貨物が添加物製剤の場合の成分については、一般に食品として飲食に供されている物を除きます。
 ※輸入者の記名押印については、署名により代えることができます。